

スルトモ目的ヲ貫徹スル迄斗争ス。ト述ハ退去セシトセルニ
 事業主側ヨリ 本件ニ関シテハ何レ重役會議ヲ開催協議
 ノ上回答スヘシト 述ハ来ルニ二十日午後六時ヨリ會見ヲ約
 シ午後八時二十分退去セリ
 右及申(通)報候也

本件ニ関シテハ何レ重役會議ヲ開催協議
 ノ上回答スヘシト 述ハ来ルニ二十日午後六時ヨリ會見ヲ約
 シ午後八時二十分退去セリ
 右及申(通)報候也

1917
 5764号

勞務二二九二號
 昭和九年十月十二日

警視總監 小栗一雄

事務主任



女務大臣 後藤文夫 殿
 社會局 長官 殿

株式會社 榮鴨館ノ勞働争議ニ関スル件 (第一報) 解決
 要旨 貴社社長宅ニ於テ會見交渉結果別記覽書通解決セリ

客月二十九日午後八時ヨリ社長宅ニ於テ勞資會見榮鴨警察
 署員ノ斡旋ニ依リ翌三十日午前二時三十分別記覽書ヲ交換シ
 同趣解決セリ
 右及申(通)報候也